

# 答 申 書

## 第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が令和 4 年 1 月 2 4 日にした令和 4 年度市・県民税減免申請却下処分に対する審査請求を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第 2 事案の概要

- 1 令和 4 年 6 月 1 0 日、処分庁は、審査請求人に対し、令和 4 年度市民税・県民税税額決定納税通知書を送付した。
- 2 令和 4 年 1 1 月 1 4 日、審査請求人は、処分庁に対し、松山市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年松山市条例第 2 5 号。以下「市税条例」という。）第 3 4 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年度市県民税減免申請書を提出した。
- 3 令和 4 年 1 1 月 2 4 日、処分庁は、審査請求人に対し、令和 4 年度市・県民税減免申請却下通知書の 2 に記載の理由により、令和 4 年度市県民税減免申請却下処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 令和 5 年 2 月 2 4 日、審査請求人は、処分庁に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求をした。
- 5 令和 5 年 3 月 1 日、審査庁は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、同法が定める審理手続を行う者（以下「審理員」という。）を指名した。
- 6 令和 5 年 1 0 月 3 1 日、審理員は、行政不服審査法第 4 2 条第 2 項の規定に基づき、本件審査請求に対して審査庁がすべき裁決に関する意見書（以下「審理員意見書」という。）を審査庁に提出した。
- 7 令和 5 年 1 1 月 1 0 日、審査庁は、行政不服審査法第 4 3 条第 1 項の規定により、本件審査請求を松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年条例第 7 号）に基づく松山市文書法制審議会に諮問し、同審議会の当行政不服審査分科会は同条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定によりこれを調査審議することとした。

## 第 3 審理関係人の主張の要旨

## 1 審査請求人の主張

### (1) 市税条例第34条第1項による減免

市税条例第34条第1項第8号（以下「本件条項」という。）及び松山市市民税減免基準第6条では、「特別な事由があるもの」に対して、「市長が特に必要と認める場合」に市民税を減免することができる」とされている。これらの規定には、現年の所得が減少したことが本件条項に該当しないとの文言はなく、所得の減少を減免の対象外とする明確な根拠はない。そして、審査請求人には次の事情があり本件条項に該当するので、市税条例第34条第1項による減免がされるべきである。

#### ア 収入の大幅な減少

審査請求人の令和3年の収入は〇〇〇〇円であったが、令和4年（同年10月末まで）の収入は〇〇〇〇円に減少した。このような収入の減少は、単なる営業不振では起こり得ない。

#### イ 所得が生活保護基準以下

審査請求人の令和4年分の所得は、マイナス〇〇〇〇円となり、生活保護基準以下の金額となった。

#### ウ 生活に支障をきたす状況

毎月のように赤字が続いたため蓄えていた給付金がなくなり、令和4年8月分の市県民税を納付する頃から審査請求人は生活に支障をきたす状況となった。

### (2) 松山市行政手続条例第8条第1項違反

審査請求人は時短協力金が支給されなかったことによる所得の減少を理由に減免申請をしたが、本件却下通知書には当該事情が本件条項に該当しないとする説明がない。

処分庁は、審査請求人がした減免申請の理由を新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少としこれを誤認しているが、仮にそれが申請の理由であったとしても、なぜそれが本件条項に該当しないのかを説明すべきである。所得の減少については、どのような事情で減少したのかが重要であり、その事情が本件条項に該当するか検討しそ

の結果を説明すべきである。前年と比べて所得が減少した人への市県民税の減免を認めている自治体もあり、現年の所得が減少したという事由が本件条項に該当しないとする説明が必要である。

このように、本件処分が付記された理由は申請事由が市税条例に該当しないというだけの極めて不十分な内容であるから、松山市行政手続条例（平成8年松山市条例第34号。以下「行政手続条例」という。）第8条第1項に違反する。

(3) 小括

上記(1)、(2)の理由により本件処分は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 市税条例第34条第1項による減免

本件条項は地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の委任を受けて定めているものであり、本件条項に基づく減免は客観的にみて担税力が著しく喪失している者に対してのみ行うことができるものであり、現年の所得が単に減少したということだけでは、徴収猶予や納期限の延長によっても到底納税が困難であるなど客観的にみて納税義務者の担税力が著しく喪失しているとはいえない。また、所得収入が生活保護基準相当金額以下に減少したことだけをもって減免の対象となる生活保護受給者に相当するような事情があると認めることはできない。

したがって、審査請求人には本件条項に該当する事由はない。

(2) 行政手続条例第8条第1項違反

処分庁は、審査請求人が提出した減免申請書の記載をもって審査請求人が減免を受けようとする理由を新型コロナウイルス感染症の影響により審査請求人の現年の所得が減少したことであると判断した。そして、本件処分に当たってはこの事由が市税条例第34条第1項各号の減免の要件に該当しないこと、特に本件条項については市県民税は前年の所得を基に課税されるものであり税負担の公平性の観点から適用できないことを処分の理由として示した。

このように、処分庁は市税条例の具体的な条項を明らかにして、行

政手続条例で求められる必要十分な処分の理由を審査請求人に示している。

(3) 小括

以上のとおり本件処分に何ら違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 市税条例第34条第1項による減免

本件条項により「特別の事由がある者」として市民税の減免を受けることができるのは、当該納税義務者の担税力が著しく減少している場合であり、そのように判断するには、単に収入や財産が減少するだけでなく、原則として、当該納税義務者が徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難な状況に至っていることが客観的に認められることを要すると解される。この点を本件について検討すると、審査請求人は、赤字とはいえ現に営業を続けることができしており、経費の支払ができなくなる等で廃業を余儀なくされたわけではなく、現状は赤字であっても将来的な回復の見込みがないわけでもない。そうすると、審査請求人が市県民税を納期限までに納税することは困難であるとしても、納税そのものが困難であるとは言い難い。当年の所得が減少した場合には、それが翌年の市県民税の額に反映されて翌年の税負担が減少することからすれば、それはなおさらである。

したがって、審査請求人が徴収猶予等によっても到底納税が困難な状況に至っているとは言い難く、審査請求人の担税力が著しく減少しているとはいえない。

(2) 行政手続条例第8条第1項違反

行政手続条例第8条第1項は、処分の理由を付記するに当たり、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを申請者においてその記載自体から了知しうる程度に記載するこ

とを求めていると解される。この点を本件について検討すると、処分庁は、本件却下通知書において、①「新型コロナウイルス感染症の影響により現年の所得が減少した」という事実関係について市税条例第34条第1項各号のいずれにも該当しないこと、②「現年の所得が減少した」という事実関係について、市県民税は前年の所得を基に課税されるものであり、税負担の公平性の観点から本件条項に該当しないことを、本件処分の理由として記載した。

このように、本件却下通知書にはいかなる事実関係についていかなる法規を適用して処分を行ったかについて審査請求人においてその記載自体から了知しうる程度の記載がされており、行政庁の恣意抑制、申請者の不服申立ての便宜の観点から十分な理由の記載がある。

したがって、本件処分では、行政手続条例第8条第1項が求める程度の理由の記載がされており同項に違反する点はない。

以上のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。よって、本件審査請求は棄却するのが相当である。

#### 第5 審理員意見書を踏まえた審査庁の判断

審理員意見書のとおり本件審査請求を棄却すべきである。

#### 第6 審議の経過

年 月 日	経 過
令和5年11月10日	諮問書の受理
令和5年12月20日	第1回審議
令和6年1月30日	第2回審議

#### 第7 当審議会の判断

1 争点 前記第3の審理関係人の主張によれば、本件審査請求での争点は、次のとおりである。

(1) 市税条例第34条第1項による減免

審査請求人の事情が本件条項に該当するか。

(2) 行政手続条例第8条第1項違反

本件処分の理由の記載が行政手続条例第8条第1項に違反するか。

2 争点についての判断

(1) 市税条例第34条第1項による減免

審査請求人には市税条例第34条第1項各号のうち第1号から第7号までに該当する事情は見受けられないから、本件条項すなわち市税条例第34条第1項第8号に該当するか否かを検討する。

本件条項は地方税法第323条の規定を受けて定められたものであり、同条の規定は徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な者につき、その個別具体の事情に即して税負担の軽減免除を行うための措置として設けられたものである。したがって、本件条項により「特別の事由がある者」として市民税の減免を受けることができるのは当該納税義務者の担税力が著しく喪失している場合であり、そのように判断するには、単に収入や財産が減少するだけでなく、原則として当該納税義務者が徴収猶予や納期限の延長等によっても到底納税が困難な状況に至っていることが客観的に認められることを要すると解される。

そこで、本件についてこの点を検討すると、前記第3の1(1)のとおり、審査請求人には経営する店舗の売上の減少や時短給付金が支給されなくなったことにより収入や所得が減少し、生活にその影響が及んでいる様子がうかがえる。もっとも、審査請求人は、経費の支払ができなくなる等で廃業を余儀なくされたわけではなく継続して営業しており、現状は赤字であったとしても将来的な回復の見込みがないわけでもない。そうすると、審査請求人が市県民税を納期限までに納税することは困難であるとしても、納税そのものが困難であるとまでは言い難い。当年の所得が減少した場合に、それが翌年の市県民税の額に反映されて翌年の税負担が減少することからすれば、それはなおさらである。

したがって、審査請求人が徴収猶予等によっても到底納税が困難な状況に至っているとは言い難く、その担税力が著しく喪失しているとはいえないから「特別の事由がある者」に該当せず、審査請求人の事情は本件条項に該当しない。

なお、審査請求人は、減免申請の理由は時短協力金が支給されなか

ったことによる所得の減少でありいかなる理由や経緯で所得が減少したかなどの事情が勘案されるべきである、処分庁が減免申請の理由を新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少と誤認しているなどと述べているが、本件条項に該当するか否かは、まずは納税義務者の担税力が著しく喪失しているか否かの点に絞って検証、判断することが妥当である。

(2) 行政手続条例第8条第1項違反

行政手続法第8条第1項が許認可等を拒否する処分をする場合に当該処分の理由を示さなければならないとしている趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに処分の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与えることであり、行政手続条例第8条第1項の趣旨も同様である。そして、このような規定の趣旨からすると、処分の際に付記する理由は、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうる程度に記載することを求めていると解される。

そこで、本件についてこの点を検討すると、処分庁は、本件却下通知書において、前記第3の2(2)のとおり、①「新型コロナウイルス感染症の影響により現年の所得が減少した」という事実関係について市税条例第34条第1項各号のいずれにも該当しないこと、②「現年の所得が減少した」という事実関係について、市県民税は前年の所得を基に課税されるものであり、税負担の公平性の観点から本件条項に該当しないことを、本件処分の理由として記載した。このように、本件却下通知書にはいかなる事実関係についていかなる法規を適用して処分を行ったかについて審査請求人においてその記載自体から了知しうる程度の記載がされており、行政庁の恣意抑制、申請者の不服申立ての便宜の観点から十分な理由の記載がある。したがって、本件処分においては、行政手続条例第8条第1項が求める程度の理由が記載されており同条項に違反する点はない。

(3) よって、(1)、(2)のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

### 3 審理員による審理手続

本件審査請求での審理員の審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求を棄却するとの審査庁の判断は妥当であると判断し、第1の松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年1月31日

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤生雄

同 宮部高至

同 加藤祐子